

【事業者向け】佐久市非課税世帯エアコン設置促進事業補助金 手続きガイド

補助金制度の概要について



世帯区分による補助率・上限額

生活保護世帯は10/10(上限73,000円)
住民税非課税世帯は2/3(上限48,000円)
※端数は1,000円未満切り捨て



補助対象となる経費

エアコン本体代、設置工事費が対象。
※既存のエアコンの撤去及び処分に係る費用は対象外



「補助決定後」の購入・設置が対象

市が申請書を受理し、助成決定を出す前に販売や設置を行った場合は、助成の対象外となります。

償還払い：申請者が全額支払う

(1)見積書の作成



申請者からの依頼に基づき、補助対象経費(本体・工事費)を、明記した見積書を作成し、申請者に渡します。

(2)エアコンの販売・設置



申請者が市から「交付決定通知書」を受け取ったことを確認後、エアコンの販売・設置を行います。
※設置前に代金を徴収していただいても問題ありません。

(3)領収書の発行



申請者から代金を受領し、領収書を発行します。
その後、申請者が自ら市へ実績報告を行い、補助金を受け取ります。

お金の流れ：申請者が全額支払う→申請者が市から補助金を受け取る

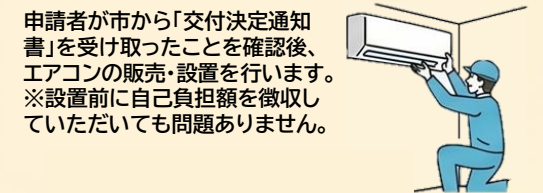
受領委任払い（代理受領）：事業者が補助金を直接受け取る

(1)見積書の作成及び委任状の記入



見積書作成と同時に、代理受領に係る委任状の必要事項を記入します。

(2)エアコンの販売・設置



申請者が市から「交付決定通知書」を受け取ったことを確認後、エアコンの販売・設置を行います。
※設置前に自己負担額を徴収していただいても問題ありません。

(3)自己負担額の請求及び領収書の発行



補助決定後、設置が完了したら自己負担額を申請者に請求し、領収書を発行します。

(4)実績報告及び補助金の支払い

設置完了後、実績報告書を記載し、必要書類(領収書写し、保証書写し、設置写真)を添付して、市へ提出します。
審査完了後、市から直接補助金が振り込まれます。

お金の流れ：申請者が自己負担額のみ支払う→販売店が市から直接補助金を受け取る

支払方式による違い

項目	償還払い	受領委任払い(代理受領)
申請者から受取額	全額	自己負担額のみ
市から受取額	なし	補助金額分
メリット	経理処理がシンプル	申請者の負担が軽減

注意すべきポイント



実績報告の期間

設置完了後30日以内
または令和8年12月28日のいずれか早い日まで
に報告が必要となります。



設置場所の写真

申請時は、「設置場所の写真」、
実績報告は「設置後の写真」が
必要となります。



内容変更時は 事前連絡

購入金額や設置場所の変更が
必要な場合は、申請者から市へ
事前連絡が必要となります。